

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより 第38号

2021年12月

消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな?という疑問等  
ありましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局

〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

### 消費者ネットワークわかやま 啓発講座

## 「18歳から成人 何が変わる？」 ～知っておかなければならないことは～

2021年10月18日(月)、25日(月)、26日(火)に、和歌山県内3市(御坊市、有田市、橋本市)にて、「18歳から成人 何が変わる？」をテーマに啓発講座を開催しました。講師は、和歌山県消費生活センターの相談員の方々です。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、会場参加と併せて初めてオンライン(Zoom)を使用して開催しました。

<内容>

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げになることで、何が変わるのか、またそのことによりどのようなトラブルが予想されるのか、消費者トラブルに遭わない為の話をしていただきました。

〈啓発講座で学んだこと〉

- ① 18歳 成人でできるようになること
  - ・結婚・パスポートの取得・国籍の選択
  - ・性別の変更
- ② ひとりで契約ができる!!
  - ・クレジットカードを作ることができる
  - ・ローンを組んで高額な買い物ができる
  - ・携帯電話の契約ができる
  - ・アパート等を借りることができる etc...

◎契約とは・・・当事者の意思表示の合致によって成立する法的な約束

★口約束でも契約は成立しています!!

大人になると未成年者契約の取り消しという法律の保護がなくなるので、新成人が悪質業者のターゲットにされることが懸念されます。



### ③ 通信販売はクーリング・オフの対象にはならない!!

クーリング・オフとは一定期間内であれば契約を解約できる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などは8日間以内であればクーリング・オフができますが、通信販売の場合は、クーリング・オフが適用されません。通信販売を利用する際は最後まで説明を読み、注意点や定期購入等の有無を確認してから利用することが大切です。

### ④ 通信販売を利用する際のクレジットカードの注意点!!

クレジットカードを使用した際には、毎月送られてくる請求明細書を必ずチェックするようにし、心当たりのない請求があればすぐに、クレジット会社に連絡をするようにしましょう。

\*トラブルになったとき、すぐに相談していれば早期解決できたという事例もあります。そのために家族間でのコミュニケーションはとても大切です。

### ⑤ 消費者トラブルに遭わないために大切なことは…

- ・契約は慎重に!
- ・いらぬものはきっぱりと断る!
- ・個人情報を安易に提供しない!
- ・心当たりのない請求は慎重に対応する!
- ・困ったときは一人で悩まず・・・

《消費者ホットライン 188 (いやや) に相談しましょう》



### <参加者の感想>

- ・インターネット通販でクーリング・オフができないことを知り、きちんと子どもに伝えようと思います。
- ・中学校や高校でもこのような講義は必要だと思います。
- ・「契約」の意味をきちんと理解させなくてはいけないと思いました。
- ・相談できる場所があるのは心強いです。
- ・ネット広告などで、簡単に、誰にでも、すぐになどという言葉には気をつけなければならないと思いました。
- ・子どもたちと、日々のコミュニケーションをしっかりと、相談しやすい家庭環境を作っていきます。



# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体22団体(その内、特定適格消費者団体4団体)が活動しています。

## ◎日本サメ軟骨普及協会への「お問合せ(その4)」に対して回答が届きました。

KC'sは、日本サメ軟骨普及協会(以下「協会」という。)に対し、サメ軟骨由来成分を含有する健康食品が変形性膝関節症を始めとする疾病に関し、治療・予防の効果・効能を有する旨を新聞折り込みチラシの広告に表示することをやめるよう、2021年5月12日付けで「要請書」を送りました。これに対し、協会は、6月21日着の書面にて、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止します。」と回答しました。しかしながら、2021年7月、当団体が表示をやめるよう要請した内容で、新聞折り込みチラシの広告が行われたことが確認されたことから、当団体は協会に対し、10月5日付けで4度目のお問合せを行ったところ、11月2日、協会からの回答が届きました。

### 【協会に対する質問事項】

1. 貴協会は、「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止します。」と回答されていますが、具体的には、いつから広報活動を停止するのですか。
2. 貴協会は、広報活動について、「疑念を持たれない内容を確認する」ことを予定しておられますが、具体的には、どのような措置が行われるのですか。

### 【協会からの回答】

1. KC'sに回答を行った2021年6月21日頃、広報活動を停止したが、すでに準備をしており且つ差止が間に合わなかった事例があったと思われる。現在はすべての広報活動を停止している。
2. 「疑念を持たれない内容を確認する」については、検討中である。  
KC'sでは協会の回答を受けて、対応を検討しています。

詳しくは下記のKC'sのホームページをご覧ください。

[http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n\\_id=100011](http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=100011)

困ったときには相談を！！

消費者ホットライン

い や や

☎ 188 (局番なし)

# 2021年度第2回公開学習会のご案内

## 「その契約、大丈夫？」 ～知っておこう、消費者契約法～

日時：2022年2月19日（土）

開場 13:30 開演 14:00～15:30

会場：和歌山県 JA ビル 11階 会議室 ABC  
和歌山市美園町 5-1-1

講師：岡 正人氏

（弁護士・消費者ネットワークわかやま代表世話人）

劇団でんでん

（NPO 法人消費者サポートネット和歌山）

募集定員：

会場参加 定員 40名（定員になり次第締め切り）

WEB参加 定員 50名（定員になり次第締め切り）



### 【学習会内容】

消費生活相談員による寸劇と弁護士によるわかりやすい解説で、楽しく学習しましょう。

### 【お問い合わせ】

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL：073-474-1124



## 消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。

2021年度新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

### 消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 \_\_\_\_\_ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 ○九九 預金種別 当座 口座番号 0195026